

大阪府規則第二十七号

大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

行規則の一部を改正する規則

大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(サテライト型養護老人ホームの職員の配置の基準の特例) 第八条(略)	(サテライト型養護老人ホームの職員の配置の基準の特例) 第八条(略)
2 条例第十二条第一項第六号及び第七号並びに第三条の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 一 養護老人ホーム 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員 二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 三 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 四 病院(病床数が百以上のものに限る。) 栄養士又は管理栄養士 五 (略)	2 条例第十二条第一項第六号及び第七号並びに第三条の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員 二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 四 病院(病床数が百以上のものに限る。) 栄養士 五 (略)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。